有床診療所入院基本料1、2又は3及び介護障害連携加算の 施設基準に係る届出書添付書類

有床診療所入院基本料1,2又は3の施設基準に係る事項

次の該当する項目に〇をつけること ((イ) に該当すること又は (ロ) から (ル) までのうち2つ以上に該当すること)。

	(1)	過去1年間に、介護保険によるリハビリテーション(介護保険法第8条
		第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第8項
		に規定する介護予防通所リハビリテーション)、介護保険法第8条第6
		項に規定する居宅療養管理指導、同法第8条の2第6項に規定する介護
		予防居宅療養管理指導、同法第8条第10項に規定する短期入所療養介
		護、同法第8条の2第 10 項に規定する介護予防短期入所療養介護若し
		くは同法第8条第23項に規定する複合型サービスを提供した実績があ
		ること、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院を併設してい
		ること、又は介護保険法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事
		業者若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業
		者であること。
	(口)	在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績が
		あること。
	(11)	過去1年間の急変時の入院件数が6件以上であること。ここでいう、「急
		変時の入院」とは、患者の病状の急変等による入院を指し、予定された
		入院は除く。
	(=)	有床診療所入院基本料「注6」に規定する夜間看護配置加算1又は2の
		届出を行っていること。
	(木)	区分番号「AOO1」に掲げる再診料の注10に規定する時間外対応加
		算1の届出を行っていること。
	(~)	過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病
		棟からの受入が1割以上であること。なお、急性期医療を担う病院の一
		般病棟とは、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料(特定機能病院
		入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料に限る。)、
		10 対1入院基本料(特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又
		は専門病院入院基本料に限る。)、地域一般入院基本料、13 対 1 入院
		基本料(専門病院入院基本料に限る。)又は 15 対 1 入院基本料(専門
		病院入院基本料に限る。)を算定する病棟であること。ただし、地域一

	般入院基本料、13 対 1 入院基本料及び 15 対 1 入院基本料を算定する保
	険医療機関にあっては区分番号「A205」に掲げる救急医療管理加算
	の届出を行っている場合に限るものとする。
(h)	過去1年間の当該保険医療機関内における看取りの実績が2件以上で
	あること。
(チ)	過去1年間の全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔(手術を実施した場合
	に限る。)の患者数(分娩を除く。)が 30 件以上であること。
(IJ)	区分番号「A317」に掲げる特定一般病棟入院料の注1に規定する厚
	生労働大臣が定める地域に属する有床診療所であること。
(ヌ)	過去1年間の分娩を行った総数(帝王切開を含む)が30件以上である
	こと。
(ル)	過去1年間に、区分番号「A208」に掲げる乳幼児加算・幼児加算、
	区分番号「A212」に掲げる超重症児(者)入院診療加算・準超重症
	児(者)入院診療加算又は区分番号「A221-2」に掲げる小児療養
	環境特別加算を算定した実績があること。
	(チ)

有床診療所入院基本料における介護障害連携加算に係る事項

介護障害連携加算届出の有無	
(該当するものに〇)	有 · 無

「介護障害連携加算届出の有無」の有に〇をつけた場合には、次の該当する項目に〇をつけること。

上記(イ)への該当
過去1年間に、介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション又
は同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを提供
した実績があること。
過去1年間に、区分番号「C009」に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料又は
介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導(管理栄養士により行わ
れるものに限る。)若しくは同法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療
養管理指導(管理栄養士により行われるものに限る。)を提供した実績がある
こと。
過去1年間に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第5条第8項に規定する指定短期入所を提供した実績があること。

[届出上の注意]

〇を付した事項に係る実績を示す書類を添付すること。